

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年4月8日提出
【計算期間】	第13特定期間(自 平成26年7月9日至 平成27年1月8日)
【ファンド名】	上場インデックスファンドJリート（東証REIT指数）隔月分配型
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 村上 雅彦
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	雄谷 敦史
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

東証REIT指数に採用されている不動産投資信託証券に投資を行ない、東証REIT指数の計算方法に従ってポートフォリオを構成し、原則としてそれを維持することにより、基準価額が同指数の動きと高位に連動することをめざします。

※東証REIT指数は、東京証券取引所に上場している不動産投信（J-REIT）全銘柄を対象とした「時価総額加重型」の指数です。算出方法は、基準時を平成15年（2003年）3月31日（終値）に置き、その日の時価総額を1,000として、その後の時価総額を指数化したものです。

有償増資、新規上場、上場廃止など、市況以外の要因による時価総額の変動に影響されないよう時価総額を修正し、指数の連続性を確保しています。

$$\text{東証REIT指数} = \frac{\text{算出時の時価総額（円）}}{\text{基準時の時価総額（円）}} \times 1,000$$

「東証REIT指数」の著作権などについて

- ・ 東証REIT指数の指数値および東証REIT指数の商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、指数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利および東証REIT指数の商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。
- ・ 株式会社東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の停止、または東証REIT指数の商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ・ 株式会社東京証券取引所は、東証REIT指数の商標の使用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・ 株式会社東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、株式会社東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・ 当ファンドは、東証REIT指数の指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、当ファンドの純資産価額と東証REIT指数の間に乖離が発生することがあります。
- ・ 当ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。
- ・ 株式会社東京証券取引所は、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明、投資アドバイスをする義務を負いません。
- ・ 以上の項目に限らず、株式会社東京証券取引所は、当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

② ファンドの基本的性格

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MMF	
追加型投信	内外	不動産投信	MMF	特殊型
		その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇不動産投信

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ETF

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。

◇インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	日経225
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般	年6回	欧州		
公債	(隔月)	アジア		
社債	年12回	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	TOPIX
その他債券	(毎月)	中南米		
クレジット属性 ()	日々	アフリカ		
不動産投信	その他	中近東 (中東)		
その他資産 ()		エマージング		その他 (東証REIT指数)
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇不動産投信

当ファンドは、不動産投信に投資を行ないます。

◇年6回（隔月）

目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③ ファンドの特色

当ファンドは、契約型の投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる仕組みが採り入れられています。

1. 受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも売買が可能です。

- ・売買単位は100口単位です。（有価証券届出書提出日現在）
- ・売買手数料は、取扱会社が定めるものによります。
- ・取引方法は原則として株式と同様です。

※詳しくは、取扱会社へお問い合わせください。

2. 不動産投資信託証券をもって受益権の取得申込みを行ないます。

ユニット不動産投資信託証券の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数（100口未満切上げ）を申込単位として、その整数倍とします。

※「ユニット不動産投資信託証券」とは、委託会社が東証REIT指数に連動すると想定する、東証REIT指数における各構成銘柄の委託会社が指定する口数の不動産投資信託証券すべてを指すものとします。

3. 解約請求による途中換金をすることはできません。

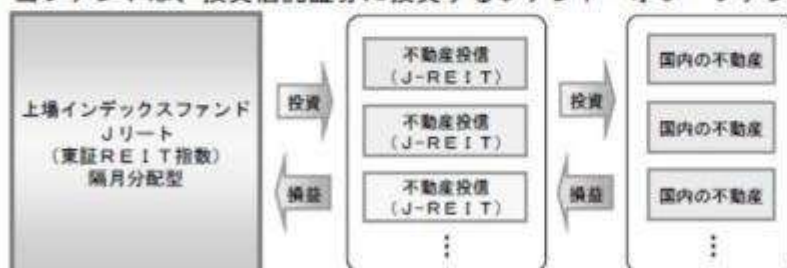
4. 受益権をもって不動産投資信託証券と交換することができます。

※取得申込時に提出された東証REIT指数構成銘柄と、交換時に取得される各不動産投資信託証券は一致するものではありません。

※取得申込時に取得された受益権の口数と、交換時に必要とされる口数は一致するものではありません。

《ファンドの仕組み》

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



主な投資制限

- ・不動産投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・投資することを指図する不動産投資信託証券は、原則として東証REIT指数に採用されている不動産投資信託証券とします。ただし、投資主への割当により取得する不動産投資信託証券については、この限りではありません。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。

分配方針

- ・信託財産から生ずる配当等収益などから諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

④ 信託金限度額

- ・3,000億円相当額を限度として有価証券または金銭を追加信託することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

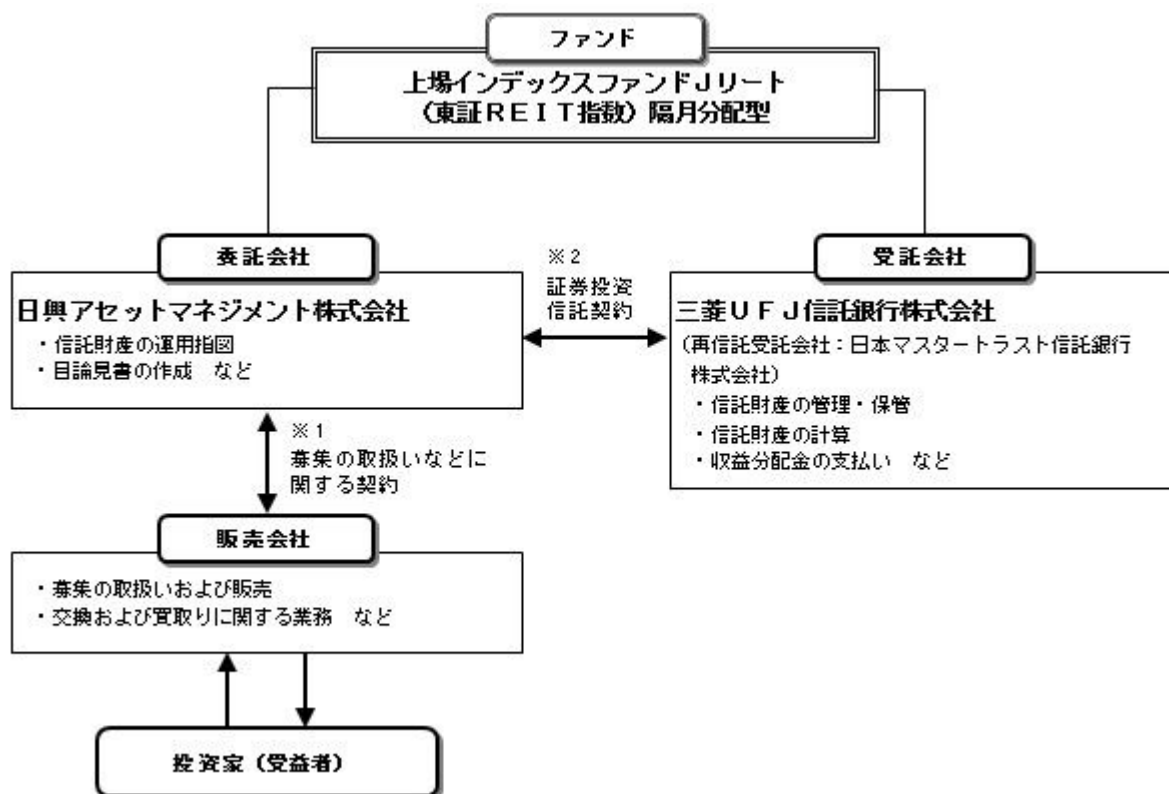
(2) 【ファンドの沿革】

平成20年10月20日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始
平成20年10月21日
- ・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

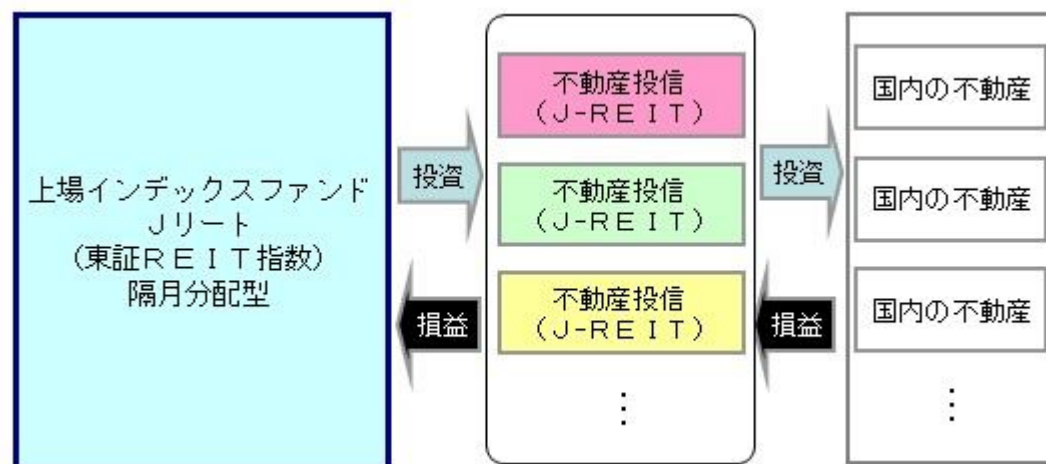


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、交換および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（平成27年1月末現在）

- 1) 資本金
17,363百万円
- 2) 沿革

昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・東証REIT指数に採用されている不動産投資信託証券に投資を行ない、東証REIT指数の動きに連動する投資成果をめざします。
- ・次に掲げる場合には、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。
 - ①東証REIT指数の計算方法が変更された場合
 - ②東証REIT指数に採用されている不動産投資信託証券の変更または資本異動などにより、東証REIT指数における個別銘柄の時価総額の修正が行なわれた場合
 - ③追加信託および受益権と不動産投資信託証券との交換の指図を行なう場合
 - ④その他連動性を維持するために委託会社が必要と認めた場合
- ・東証REIT指数への連動率を向上させるため、資金動向に応じて約款に定める不動産投信指数先物取引を行なう場合があります。
- ・ファンドが信託を終了することとなった場合は、上記の方針のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

東証REIT指数に採用されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券
 - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条に定めるものに限りま。）
 - 3) 金銭債権
- ② 主として不動産投資信託証券に投資するほか、次に掲げる不動産投資信託証券以外の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）および金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。）
 - 3) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 4) コール・ローン
- ③ 次の取引ができます。
 - 1) 不動産投信指数先物取引
 - 2) 不動産投資信託証券の貸付

◆有価証券届出書提出日現在における、当ファンドが純資産総額の10%を超えて投資する可能性があると判断する不動産投資信託証券の概要

投資対象とする不動産投資信託証券の合併などの異動、時価総額の変動、または今後の当ファンドにおける投資判断などによっては、次に掲げる不動産投資信託証券が変更となる場合があります。当ファンドが投資する不動産投資信託証券は、原則として、東京証券取引所に上場しているものとします。詳しい内容は、当該上場不動産投資信託証券の開示資料などをご参照ください。

<日本ビルファンド投資法人>

運用の基本方針・ 主要な投資対象	・本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的および基本的性格として設立された法人であり、本投資法人からその資産の運用を委託された資産運用会社（日本ビルファンドマネジメント株式会社）がこれを運用するものです。 ・本投資法人の特色は、主として東京都心部、東京周辺都市部および地方都市部に立地する主たる用途がオフィスである建物およびその敷地から構成される不動産並びにかかる不動産を裏付けとする有価証券および信託の受益権その他の資産に投資をすることによって、中長期的な観点から、本投資法人に属する資産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうことです。
委託会社 （資産運用会社）	日本ビルファンドマネジメント株式会社

※日本ビルファンド投資法人の有価証券報告書に基づいて作成しています。

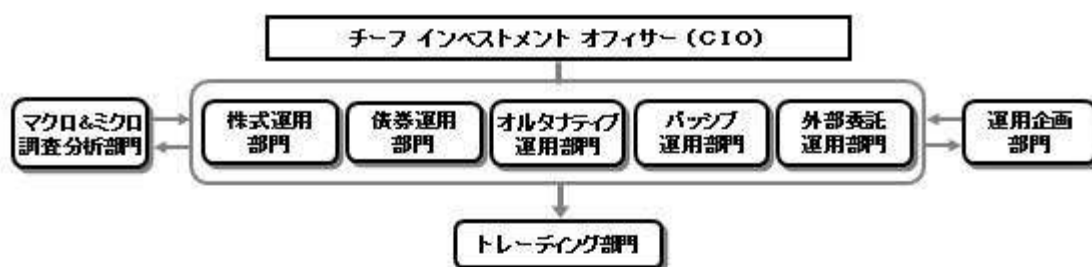
<ジャパンリアルエステイト投資法人>

運用の基本方針・ 主要な投資対象	・当投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、当投資法人の資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的とし、特に、主として「不動産等」および「不動産対応証券」の特定資産に投資し、中長期の安定運用を目標とします。 ・当投資法人の投資する不動産および信託財産である不動産の用途は、主にオフィスビルとし、投資対象地域は、わが国の政令指定都市をはじめとする全国の主要都市とします。また、運用にあたっては、不動産および不動産を信託する信託の受益権への投資を基本としますが、投資環境、資産規模などによっては、その他の不動産等および不動産対応証券への投資を行ないます。
委託会社 （資産運用会社）	ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社

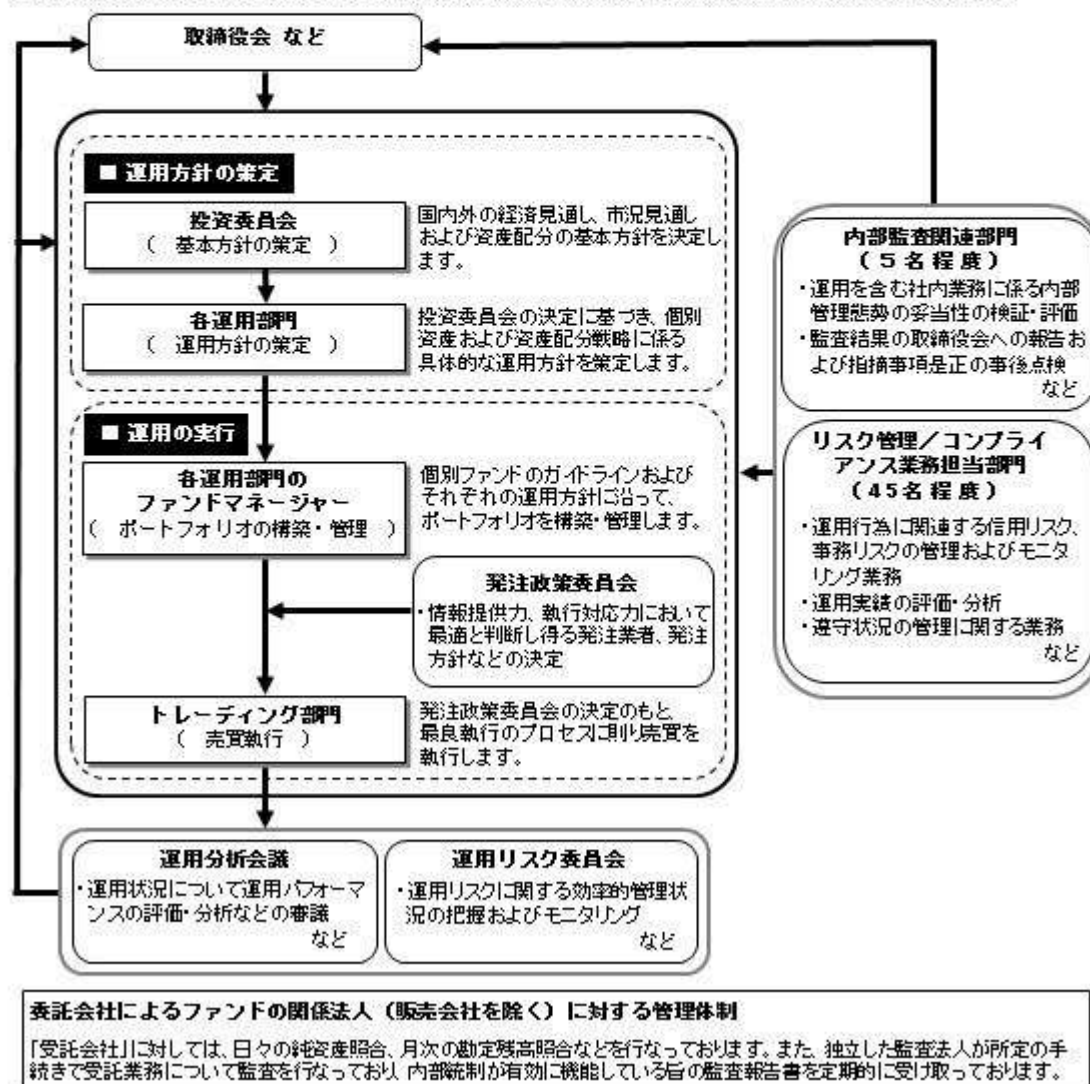
※ジャパンリアルエステイト投資法人の有価証券報告書に基づいて作成しています。

（３）【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



※上記体制は平成27年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

- 1) 信託財産から生ずる配当等収益（分配金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末において諸経費、約款に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、諸経費、約款に定める報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。
- 2) 毎計算期末に信託財産から生じたイ)に掲げる利益の合計額は、ロ)に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

イ) 有価証券売買益（評価益を含む）、先物取引等取引益（評価益を含む）、追加信託差益金、交換差益金

ロ) 有価証券売買損（評価損を含む）、先物取引等取引損（評価損を含む）、追加信託差損金、交換差損金

② 収益分配金の支払い

原則として受託会社が、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 不動産投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する不動産投資信託証券は、原則として東証REIT指数に採用されている不動産投資信託証券とします。ただし、投資主への割当により取得する不動産投資信託証券については、この限りではありません。
- 3) 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、東証REIT指数における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、当該不動産投資信託証券を東証REIT指数における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- 4) 外貨建資産への投資は行ないません。
- 5) 東証REIT指数に連動する投資成果をめざすため、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、不動産投信指数に係るものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるわが国の不動産投信指数先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 6) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券の貸付の指図をすることができます。不動産投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付不動産投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する不動産投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- 7) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・ 投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドは、主に不動産投信を投資対象としますので、不動産投信の価格の下落や、不動産投信の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

一般に不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も不動産投信の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

④ 有価証券の貸付などにおけるリスク

有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク）を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

＜東証REIT指数と基準価額の主な乖離要因＞

当ファンドは、基準価額の変動率を東証REIT指数の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- ・東証REIT指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬・売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・組入銘柄の分配金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと東証REIT指数の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

◇ 金融商品取引所で取引される市場価格と基準価額の乖離

当ファンドは東京証券取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、主に当ファンドの需要、当ファンドの運用成果および投資者が代替的な投資と比較して当ファンドが全般的にどの程度魅力的であるか、などの評価に左右されます。したがって、当ファンドの市場価格が、基準価額を下回って取引されるかまたは上回って取引されるかは予測することはできません。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

＜その他の留意事項＞

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・交換の取り扱いを停止することもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・交換ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・交換の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性

に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・交換の取扱いを停止する場合があります。

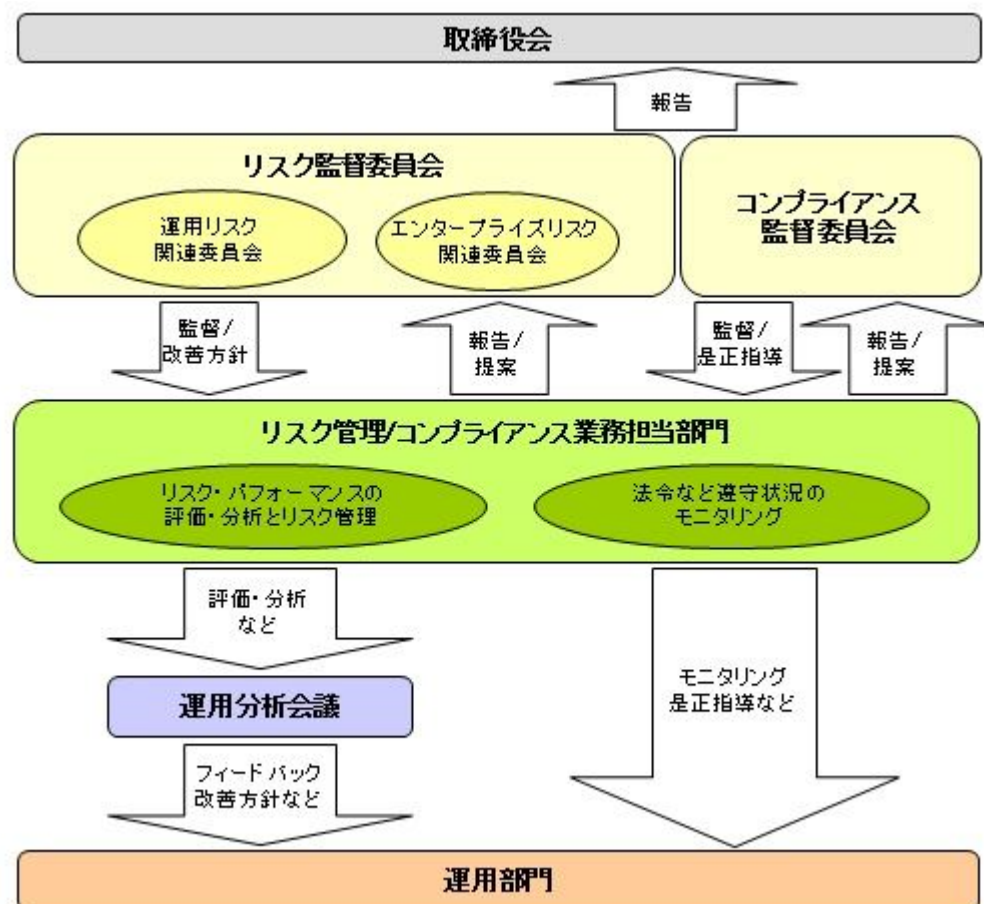
・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性やインデックスと基準価額が乖離する可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（２）リスク管理体制



■全社的なリスク管理

当社は運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別委員会においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

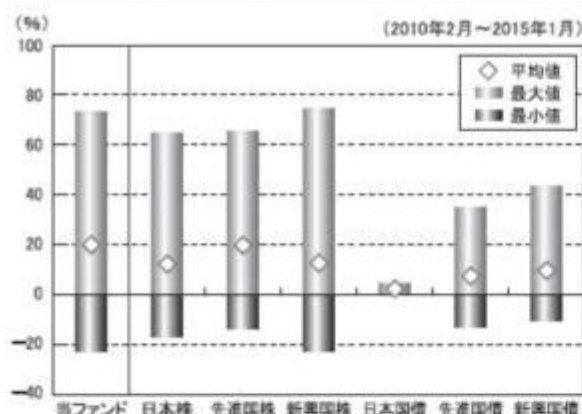
運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を

行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は平成27年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国国債	新興国国債
平均値	20.0%	12.3%	19.9%	12.7%	2.4%	7.5%	9.7%
最大値	73.2%	65.0%	65.7%	74.5%	4.5%	34.9%	43.7%
最小値	-22.3%	-17.0%	-13.6%	-22.8%	0.4%	-12.7%	-10.1%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年2月から2015年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株……東証株価指数（TOPIX、配当込）

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込、円ベース）

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の100口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2010年2月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

日本国債……NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債……シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（円ヘッジなし、円ベース）

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

東証株価指数（TOPIX、配当込）

当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込、円ベース）

当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込、円ベース）

当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

当指数は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

販売会社は、受益者が交換を行なうときおよび受益権の買取りを行なうときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※換金手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

② 信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.324%（税抜0.3%）以内の率を乗じて得た額とします。

※この他に、投資対象とする不動産投信には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬が税抜0.3%（有価証券届出書提出日現在）の場合の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
合計	委託会社	受託会社
0.30%	0.25%	0.05%

委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。（以下「実費方式」といいます。）また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとする諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。（以下「見積方式」といいます。）ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるのかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ② 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
- ③ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ④ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑤ 運用報告書および決算短信など開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑥ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑦ 格付の取得に要する費用。
- ⑧ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。
- ⑨ 受益権の上場に係る費用。
- ⑩ 「東証REIT指数」その他これに類する標章の使用料。

信託財産に関する以下の費用・報酬およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物取引などに要する費用。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息。
- ③ 有価証券の貸付を行なった場合に限り、その対価としての品賃料に0.54（税抜0.5）以内（有価証券届出書提出日現在、0.54（税抜0.5））を乗じて得た貸付有価証券関連報酬。委託会社と受託会社の配分は4：1とし、信託報酬と同時期に支払います。

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

※売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口

座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

※確定申告等により、売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、売却時の差益（譲渡益）および収益分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、証券会社において分配金などを受け取るための「株式数比例配分方式」を選択していない場合は、NISAをご利用になれません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3) 受益権と不動産投資信託証券との交換

受益権と不動産投資信託証券との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

② 法人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

- ・収益分配金は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれ、他の法人所得と合算して課税されます。
- ・益金不算入制度は適用されません。

3) 受益権と不動産投資信託証券との交換

受益権と不動産投資信託証券との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

※上記は平成27年 4月 8日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2015年 1月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	82,492,928,700	99.27
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	605,220,814	0.73
合計（純資産総額）		83,098,149,514	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	11,028	612,234.44	6,751,721,404	580,000	6,396,240,000	7.70
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	9,775	609,457.24	5,957,444,521	573,000	5,601,075,000	6.74
日本	投資証券	日本リートリアルファンド投資法人 投資証券	18,979	257,685.57	4,890,614,433	255,200	4,843,440,800	5.83
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	20,651	190,907.69	3,942,434,706	188,700	3,896,843,700	4.69
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	13,517	262,481.4	3,547,961,083	277,400	3,749,615,800	4.51
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	10,153	314,272.11	3,190,804,732	301,500	3,061,129,500	3.68
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	16,563	173,737.49	2,877,614,046	176,600	2,925,025,800	3.52
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	6,443	421,431.73	2,715,284,636	412,000	2,654,516,000	3.19
日本	投資証券	森トラスト総合リート投資法人 投資証券	10,309	247,672.5	2,553,255,802	245,200	2,527,766,800	3.04
日本	投資証券	G L P投資法人 投資証券	18,671	135,597.01	2,531,731,773	133,800	2,498,179,800	3.01
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資証券	3,444	686,024.15	2,362,667,172	683,000	2,352,252,000	2.83
日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	2,165	1,067,988.41	2,312,194,907	1,053,000	2,279,745,000	2.74
日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	3,162	689,480.99	2,180,138,890	699,000	2,210,238,000	2.66
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資証券	3,873	549,634.2	2,128,733,256	537,000	2,079,801,000	2.50
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証券	12,261	172,812.76	2,118,857,250	166,600	2,042,682,600	2.46
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	13,005	157,193.03	2,044,295,355	147,700	1,920,838,500	2.31
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	23,106	76,793.37	1,774,387,680	77,600	1,793,025,600	2.16
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	3,603	486,608.59	1,753,250,749	486,500	1,752,859,500	2.11
日本	投資証券	野村不動産オフィスファンド投資法人 投資証券	2,909	586,425.81	1,705,912,681	601,000	1,748,309,000	2.10
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	6,482	270,921.38	1,756,112,385	252,300	1,635,408,600	1.97
日本	投資証券	大和ハウス・レジデンシャル投資法人 投資証券	2,920	585,451.19	1,709,517,474	553,000	1,614,760,000	1.94
日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	2,586	584,656.03	1,511,920,493	594,000	1,536,084,000	1.85
日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	9,471	162,706.27	1,540,991,083	151,300	1,432,962,300	1.72
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	2,292	599,780.68	1,374,697,318	571,000	1,308,732,000	1.57
日本	投資証券	プレミアム投資法人 投資証券	2,040	638,350.75	1,302,235,530	629,000	1,283,160,000	1.54
日本	投資証券	福岡リート投資法人 投資証券	5,388	231,536.69	1,247,519,685	237,600	1,280,188,800	1.54
日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	7,532	169,229.2	1,274,634,383	161,200	1,214,158,400	1.46
日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	7,634	163,494.2	1,248,114,722	156,000	1,190,904,000	1.43
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資証券	20,840	53,467.7	1,114,266,868	52,600	1,096,184,000	1.32
日本	投資証券	日本賃貸住宅投資法人 投資証券	11,520	98,337.89	1,132,852,492	93,600	1,078,272,000	1.30

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.27
合 計	99.27

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格（円）
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第1特定期間末（2009年 3月 8日）	1,028	1,066	752.36	779.95	800
第2特定期間末（2009年 7月 8日）	1,320	1,336	966.12	977.61	992
第3特定期間末（2010年 1月 8日）	2,013	2,038	894.98	905.94	914
第4特定期間末（2010年 7月 8日）	2,733	2,761	889.65	898.58	920
第5特定期間末（2011年 1月 8日）	4,504	4,537	1,134.14	1,142.42	1,148
第6特定期間末（2011年 7月 8日）	5,340	5,384	1,023.41	1,031.79	1,026
第7特定期間末（2012年 1月 8日）	6,370	6,436	850.26	858.96	848
第8特定期間末（2012年 7月 8日）	8,538	8,618	962.60	971.72	957
第9特定期間末（2013年 1月 8日）	15,399	15,540	1,127.35	1,137.70	1,131
第10特定期間末（2013年 7月 8日）	29,218	29,405	1,391.03	1,399.91	1,390
第11特定期間末（2014年 1月 8日）	49,077	49,424	1,485.50	1,496.00	1,488
第12特定期間末（2014年 7月 8日）	63,978	64,328	1,595.07	1,603.80	1,598
第13特定期間末（2015年 1月 8日）	75,722	76,115	1,929.86	1,939.88	1,942
2014年 1月末日	50,228	—	1,507.36	—	1,502
2月末日	51,922	—	1,521.23	—	1,516
3月末日	51,603	—	1,476.42	—	1,472
4月末日	53,850	—	1,509.21	—	1,510
5月末日	56,735	—	1,576.77	—	1,563
6月末日	64,782	—	1,615.11	—	1,618
7月末日	66,548	—	1,628.29	—	1,632
8月末日	63,076	—	1,666.73	—	1,660
9月末日	62,169	—	1,681.98	—	1,676
10月末日	62,975	—	1,730.04	—	1,713
11月末日	66,553	—	1,839.09	—	1,837

12月末日	75,201	—	1,916.58	—	1,911
2015年 1月末日	83,098	—	1,898.22	—	1,905

(注)特定期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2008年10月20日～2009年 3月 8日	27.5900
第2特定期間	2009年 3月 9日～2009年 7月 8日	21.0100
第3特定期間	2009年 7月 9日～2010年 1月 8日	27.5500
第4特定期間	2010年 1月 9日～2010年 7月 8日	26.7100
第5特定期間	2010年 7月 9日～2011年 1月 8日	22.8900
第6特定期間	2011年 1月 9日～2011年 7月 8日	24.2000
第7特定期間	2011年 7月 9日～2012年 1月 8日	22.7400
第8特定期間	2012年 1月 9日～2012年 7月 8日	24.3300
第9特定期間	2012年 7月 9日～2013年 1月 8日	24.4800
第10特定期間	2013年 1月 9日～2013年 7月 8日	21.4200
第11特定期間	2013年 7月 9日～2014年 1月 8日	23.9300
第12特定期間	2014年 1月 9日～2014年 7月 8日	23.6900
第13特定期間	2014年 7月 9日～2015年 1月 8日	25.7600

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2008年10月20日～2009年 3月 8日	△0.26
第2特定期間	2009年 3月 9日～2009年 7月 8日	31.20
第3特定期間	2009年 7月 9日～2010年 1月 8日	△4.51
第4特定期間	2010年 1月 9日～2010年 7月 8日	2.39
第5特定期間	2010年 7月 9日～2011年 1月 8日	30.05
第6特定期間	2011年 1月 9日～2011年 7月 8日	△7.63
第7特定期間	2011年 7月 9日～2012年 1月 8日	△14.70
第8特定期間	2012年 1月 9日～2012年 7月 8日	16.07
第9特定期間	2012年 7月 9日～2013年 1月 8日	19.66
第10特定期間	2013年 1月 9日～2013年 7月 8日	25.29
第11特定期間	2013年 7月 9日～2014年 1月 8日	8.51
第12特定期間	2014年 1月 9日～2014年 7月 8日	8.97
第13特定期間	2014年 7月 9日～2015年 1月 8日	22.60

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2008年10月20日～2009年 3月 8日	1,366,800	0
第2特定期間	2009年 3月 9日～2009年 7月 8日	0	0
第3特定期間	2009年 7月 9日～2010年 1月 8日	883,300	0
第4特定期間	2010年 1月 9日～2010年 7月 8日	823,000	0
第5特定期間	2010年 7月 9日～2011年 1月 8日	1,654,900	756,558
第6特定期間	2011年 1月 9日～2011年 7月 8日	1,246,700	0
第7特定期間	2011年 7月 9日～2012年 1月 8日	2,473,600	198,782
第8特定期間	2012年 1月 9日～2012年 7月 8日	1,376,800	0
第9特定期間	2012年 7月 9日～2013年 1月 8日	4,988,600	198,884
第10特定期間	2013年 1月 9日～2013年 7月 8日	9,734,000	2,388,259
第11特定期間	2013年 7月 9日～2014年 1月 8日	13,825,500	1,792,750
第12特定期間	2014年 1月 9日～2014年 7月 8日	9,059,800	1,987,367
第13特定期間	2014年 7月 9日～2015年 1月 8日	8,862,700	9,735,957

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

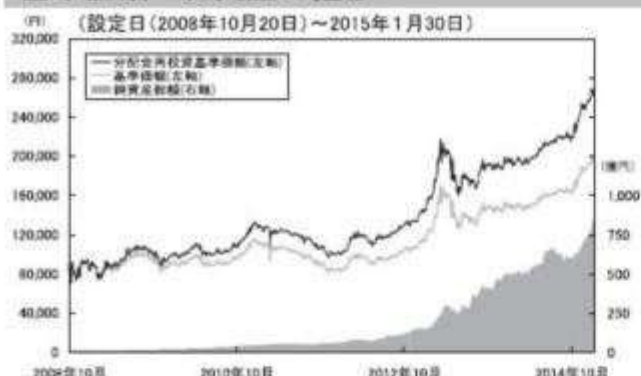
(注)解約口数は交換口数を表示しております。

《参考情報》

運用実績

2015年1月30日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額.....189,822 円

純資産総額..... 830.98 億円

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の100口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移（税引前、100口当たり）

2014年5月	2014年7月	2014年9月	2014年11月	2015年1月	設定来累計
576 円	873 円	1,008 円	566 円	1,002 円	31,630 円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
投資証券	99.27%
現金その他	0.73%

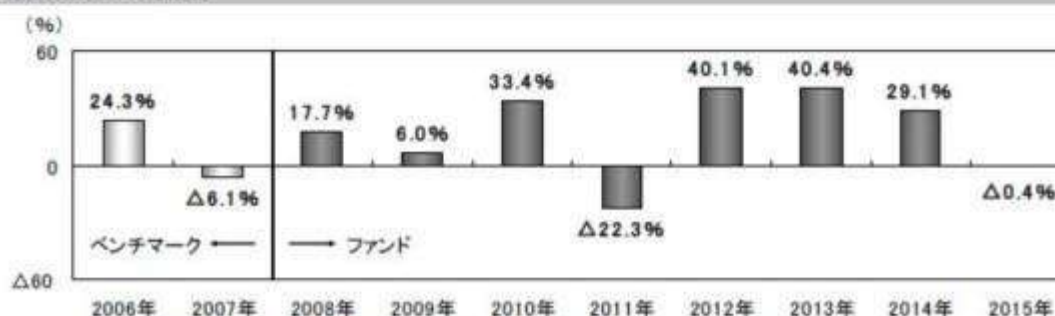
※対純資産総額比です。

<組入上位10銘柄>

銘柄	用途	比率
1 日本ビルファンド投資法人 投資証券	オフィスビル特化型	7.70%
2 ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	オフィスビル特化型	6.74%
3 日本リテールファンド投資法人 投資証券	商業施設特化型	5.83%
4 ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	総合型（オフィスビルなど）	4.69%
5 日本フロロジスリート投資法人 投資証券	物流施設特化型	4.51%
6 アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	住居特化型	3.68%
7 オリックス不動産投資法人 投資証券	総合型（オフィスビル中心）	3.52%
8 日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	複合型	3.19%
9 森トラスト総合リート投資法人 投資証券	総合型（オフィスビル中心）	3.04%
10 GLP投資法人 投資証券	物流施設特化型	3.01%

※対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※2007年以前は、ベンチマーク（東証REIT指数）の収益率を表示しております。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※2008年は、設定時から2008年末までの騰落率です。

※2015年は、2015年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

- ・取得申込者は、販売会社所定の方法により、その保有する不動産投資信託証券をもって取得の申込みを行なうものとします。当該不動産投資信託証券は、東証REIT指数における各構成銘柄の不動産投資信託証券の時価総額構成比率から算出される口数の比率に相当するものとして委託会社が定める比率により構成される各銘柄の不動産投資信託証券とします。申込時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- ・なお、拠出された不動産投資信託証券の評価額の合計が、取得する受益権口数の評価額（取得申込受益権口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額）に満たない場合、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当することができます。
- ・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行なう売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

（２）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（３）取扱時間

原則として、午後３時までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、販売会社によっては、取得の申込みの受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）取得申込日が次に該当することとなる場合には、取得の申込みの受付は行ないません。

- １）東証REIT指数構成銘柄の分配落日および権利落日各々の前営業日以降の４営業日間
- ２）東証REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の３営業日前以降の６営業日間
- ３）ファンドの計算期間終了日（決算日）の前営業日
- ４）ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前５営業日間
- ５）１）～４）のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお、上記１）～４）に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。

（５）申込単位

ユニット不動産投資信託証券の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数（100口未満切上げ）を申込単位とし、その整数倍とします。

（６）受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所[※]における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

（１）受益権の解約

受益者は、信託期間中において解約の請求をすることはできません。

（２）受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換

- ① 受益者は、委託会社が指定する販売会社に対し、最小交換請求口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する不動産投資信託証券と交換すること（以下「交換」といいます。）を請求することができます。最小交換請求口数とは、当該口数に交換請求日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求日において委託会社が東証REIT指数に連動すると想定する、東証REIT指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当する口数として委託会社が定める口数とします。
- ② 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の口数は、交換請求日の基準価額に基づいて計算された口数とし、金融商品取引所が定める一売買単位（以下「取引所売買単位」といいます。）の整数倍とします。
- ③ 交換請求日の午後３時までに委託会社に交換請求をして受理されたものを、当日の受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては、交換請求の受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ④ 受益者は交換時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- ⑤ 交換請求日が次に該当することとなる場合には、交換請求の受付は行ないません。
- 1) 東証REIT指数構成銘柄の分配落日および権利落日各々の前営業日以降の4営業日間
 - 2) 東証REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
 - 3) ファンドの計算期間終了日（決算日）の前営業日および前々営業日
 - 4) ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
 - 5) 1)～4)のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- なお、上記1)～4)に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、交換請求を受け付ける場合があります。
- ⑥ 受託会社は、原則として販売会社に交換請求日から起算して4営業日目から信託財産に属する不動産投資信託証券の交付を行ないます。当該販売会社は、受託会社から交付を受けた不動産投資信託証券を所定の手続きを経て受益者に速やかに交付するものとします。
- ⑦ 委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは、交換請求の受付を中止すること、および既に受け付けた交換請求の受付を取り消すことができます。
- ⑧ 交換請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとして取り扱います。
- (3) 受益権の買取り
- ① 受益者は、保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、委託会社が指定する販売会社に当該受益権の買取りを請求することができます。
 - ② 原則として、午後3時までに委託会社が指定する販売会社において所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額とします。
 - ③ 受益者は買取時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
 - ④ 委託会社が指定する販売会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。
 - ⑤ 買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

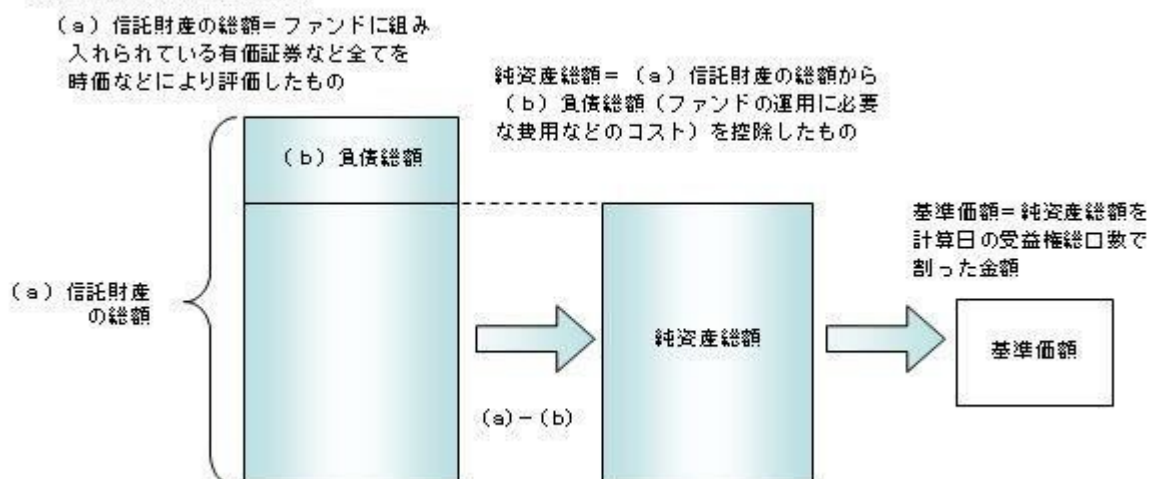
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは100口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（平成20年10月20日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年1月9日から3月8日まで、3月9日から5月8日まで、5月9日から7月8日まで、7月9日から9月8日まで、9月9日から11月8日までおよび11月9日から翌年1月8日までとします。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 純資産総額が10億円を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰

上償還させます。

イ) 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

ロ) 東証REIT指数が廃止された場合

ハ) 東証REIT指数の計算方法の変更などに伴って委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が、書面決議の結果、行なわれないこととなった場合

ニ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ホ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ヘ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ト) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 信託約款の変更など

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

③ 書面決議

1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

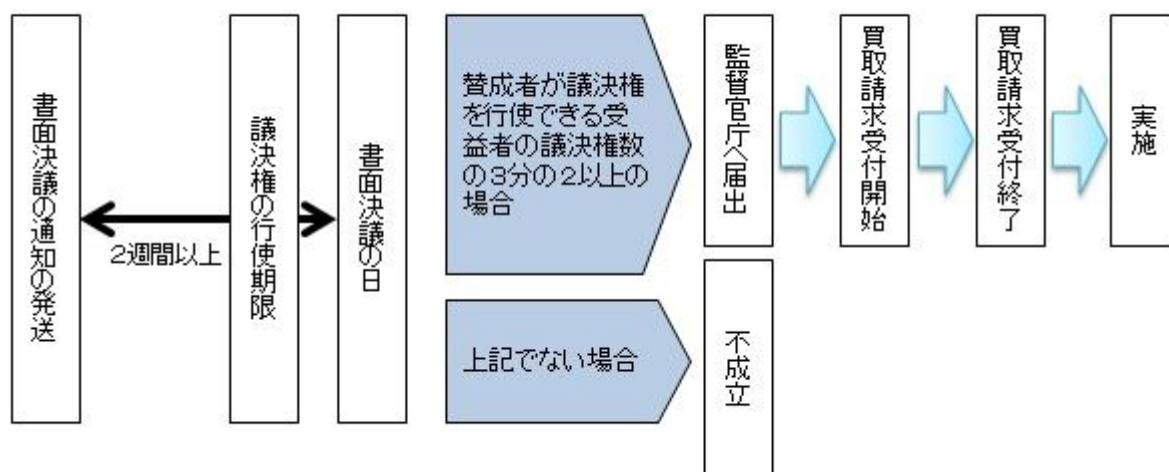
3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜書面決議の主な流れ＞



④ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑤ 信託終了時の交換等

- 1) ファンドが信託を終了することとなる場合は、交換に必要な受益権口数を有する受益者に対しては、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する不動産投資信託証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。
- 2) 交換は、委託会社の指定する販売会社で取り扱うものとします。
- 3) 受益者が取得する個別銘柄の口数は、償還価額に基づいて計算された口数とし、取引所売買単位の整数倍とします。
- 4) 受益者は交換時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- 5) 交換に必要な受益権口数を有しない受益者は、償還価額をもって委託会社が指定する販売会社買取請求を行なうものとします。この場合、受益者は販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- 6) 受益者が、不動産投資信託証券の交換および買取りに係る金銭の返還について、信託終了日から10年間請求をしないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

⑥ 運用報告書の作成

投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・交付は行ないません。

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

- ・名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行ないます。当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を経由して名義登録を行なうことができます。
- ・計算期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの収益分配金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換権

- ・受益者は、一定口数以上の受益権をもって、その持分に相当する信託財産に属する不動産投資信託証券と交換することを請求できます。
- ・ただし、受益者が信託の終了による不動産投資信託証券の交換および買取りに係る金銭の返還について、信託終了日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、委託会社に帰属します。

(3) 受益権の買取請求権

受益者が保有する受益権の口数の合計が、金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、販売会社に対して、受益権の買取りを請求することができます。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成26年 7月 9日から平成27年 1月 8日までの特定期間の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【上場インデックスファンドJリート（東証REIT指数）隔月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成26年 7月 8日現在	当期 平成27年 1月 8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	85,678,665	45,740,136
投資証券	63,827,531,700	75,574,391,600
未収入金	-	18,052,400
未収配当金	464,620,559	529,050,605
未収利息	125	71
流動資産合計	64,377,831,049	76,167,234,812
資産合計	64,377,831,049	76,167,234,812
負債の部		
流動負債		
未払金	3,892,000	7,533,070
未払収益分配金	350,163,792	393,156,172
未払受託者報酬	5,254,114	6,226,853
未払委託者報酬	26,270,662	31,134,366
その他未払費用	13,434,097	6,836,211
流動負債合計	399,014,665	444,886,672
負債合計	399,014,665	444,886,672
純資産の部		
元本等		
元本	31,366,332,800	30,683,445,826
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	32,612,483,584	45,038,902,314
（分配準備積立金）	2,009,761	1,493,649
元本等合計	63,978,816,384	75,722,348,140
純資産合計	63,978,816,384	75,722,348,140
負債純資産合計	64,377,831,049	76,167,234,812

（２）【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成26年 1月 9日 至 平成26年 7月 8日	当期 自 平成26年 7月 9日 至 平成27年 1月 8日
営業収益		
受取配当金	966,036,344	1,092,708,099
受取利息	22,629	28,182
有価証券売買等損益	3,983,468,987	12,489,694,594
その他収益	24	3
営業収益合計	4,949,527,984	13,582,430,878
営業費用		
受託者報酬	14,128,271	17,592,332
委託者報酬	70,641,643	87,962,007
その他費用	10,449,369	7,041,195
営業費用合計	95,219,283	112,595,534
営業利益又は営業損失（△）	4,854,308,701	13,469,835,344
経常利益又は経常損失（△）	4,854,308,701	13,469,835,344
当期純利益又は当期純損失（△）	4,854,308,701	13,469,835,344
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	23,242,229,736	32,612,483,584
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,827,008,011	8,603,259,224
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,827,008,011	8,603,259,224
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,441,359,246	8,666,018,976
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,441,359,246	8,666,018,976
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	869,703,618	980,656,862
期末剰余金又は期末欠損金（△）	32,612,483,584	45,038,902,314

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

		前期 平成26年 7月 8日現在	当期 平成27年 1月 8日現在
1.	期首元本額	25,835,690,194円	31,366,332,800円
	期中追加設定元本額	7,084,763,600円	6,930,631,400円
	期中一部交換元本額	1,554,120,994円	7,613,518,374円
2.	受益権の総数	40,110,400口	39,237,143口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成26年 1月 9日 至 平成26年 7月 8日		当期 自 平成26年 7月 9日 至 平成27年 1月 8日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
自 平成26年 1月 9日		自 平成26年 7月 9日	
至 平成26年 3月 8日		至 平成26年 9月 8日	
A	当期配当等収益額	344,291,210円	A 当期配当等収益額 419,223,993円
B	分配準備積立金	873,665円	B 分配準備積立金 2,009,761円
C	配当等収益額合計 (A+B)	345,164,875円	C 配当等収益額合計 (A+B) 421,233,754円
D	経費	26,968,584円	D 経費 37,740,580円
E	収益分配可能額 (C-D)	318,196,291円	E 収益分配可能額 (C-D) 383,493,174円
F	収益分配金額	314,015,936円	F 収益分配金額 381,470,685円
G	次期繰越金 (分配準備積立金) (E-F)	4,180,355円	G 次期繰越金 (分配準備積立金) (E-F) 2,022,489円

H 口数	34,132,167口	H 口数	37,844,314口
I 分配金額（100口当たり）	920円	I 分配金額（100口当たり）	1,008円
自 平成26年 3月 9日		自 平成26年 9月 9日	
至 平成26年 5月 8日		至 平成26年11月 8日	
A 当期配当等収益額	231,590,100円	A 当期配当等収益額	240,438,911円
B 分配準備積立金	4,180,355円	B 分配準備積立金	2,022,489円
C 配当等収益額合計（A+B）	235,770,455円	C 配当等収益額合計（A+B）	242,461,400円
D 経費	29,070,792円	D 経費	35,001,501円
E 収益分配可能額（C-D）	206,699,663円	E 収益分配可能額（C-D）	207,459,899円
F 収益分配金額	205,523,890円	F 収益分配金額	206,030,005円
G 次期繰越金（分配準備積立金）	1,175,773円	G 次期繰越金（分配準備積立金）	1,429,894円
（E-F）		（E-F）	
H 口数	35,681,231口	H 口数	36,401,061口
I 分配金額（100口当たり）	576円	I 分配金額（100口当たり）	566円
自 平成26年 5月 9日		自 平成26年11月 9日	
至 平成26年 7月 8日		至 平成27年 1月 8日	
A 当期配当等収益額	390,177,687円	A 当期配当等収益額	433,073,380円
B 分配準備積立金	1,175,773円	B 分配準備積立金	1,429,894円
C 配当等収益額合計（A+B）	391,353,460円	C 配当等収益額合計（A+B）	434,503,274円
D 経費	39,179,907円	D 経費	39,853,453円
E 収益分配可能額（C-D）	352,173,553円	E 収益分配可能額（C-D）	394,649,821円
F 収益分配金額	350,163,792円	F 収益分配金額	393,156,172円
G 次期繰越金（分配準備積立金）	2,009,761円	G 次期繰越金（分配準備積立金）	1,493,649円
（E-F）		（E-F）	
H 口数	40,110,400口	H 口数	39,237,143口
I 分配金額（100口当たり）	873円	I 分配金額（100口当たり）	1,002円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 平成26年 1月 9日 至 平成26年 7月 8日	当期 自 平成26年 7月 9日 至 平成27年 1月 8日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左
----------------	---	----

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 平成26年 7月 8日現在	当期 平成27年 1月 8日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（平成26年 7月 8日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	3,321,871,813
合計	3,321,871,813

当期（平成27年 1月 8日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
----	---------------------

投資証券	8,562,408,675
合計	8,562,408,675

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

前期 平成26年 7月 8日現在		当期 平成27年 1月 8日現在	
1口当たり純資産額	1,595.07円	1口当たり純資産額	1,929.86円
(100口当たり純資産額)	(159,507円)	(100口当たり純資産額)	(192,986円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	3,284	1,594,382,000	
	M I D リート投資法人 投資証券	1,307	397,981,500	
	森ヒルズリート投資法人 投資証券	11,173	1,922,873,300	
	野村不動産レジデンシャル投資法人 投資証券	1,144	833,976,000	
	産業ファンド投資法人 投資証券	2,356	1,371,192,000	
	大和ハウスリート投資法人 投資証券	2,088	1,250,712,000	
	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	9,251	2,904,814,000	
	ケネディクス・レジデンシャル投資法人 投資証券	1,986	724,890,000	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	1,958	2,087,228,000	
	G L P 投資法人 投資証券	17,013	2,301,858,900	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	2,865	804,778,500	
	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	12,317	3,223,358,900	

野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	11,850	1,861,635,000	
星野リゾート・リート投資法人 投資証券	306	382,500,000	
S I A不動産投資法人 投資証券	533	247,578,500	
イオンリート投資法人 投資証券	6,760	1,141,088,000	
ヒューリックリート投資法人 投資証券	5,558	975,984,800	
日本リート投資法人 投資証券	1,080	382,860,000	
インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 投資証券	3,079	369,480,000	
日本ヘルスケア投資法人 投資証券	432	116,640,000	
トーセイ・リート投資法人 投資証券	682	98,549,000	
日本ビルファンド投資法人 投資証券	10,049	6,139,939,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	8,907	5,406,549,000	
日本リテールファンド投資法人 投資証券	17,294	4,442,828,600	
オリックス不動産投資法人 投資証券	15,093	2,611,089,000	
日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	5,871	2,471,691,000	
プレミア投資法人 投資証券	1,556	984,948,000	
東急リアル・エステート投資法人 投資証券	6,957	1,135,382,400	
グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	1,379	650,198,500	
野村不動産オフィスファンド投資法人 投資証券	2,651	1,548,184,000	
ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	18,732	3,570,319,200	
森トラスト総合リート投資法人 投資証券	9,393	2,314,435,200	
インヴィンシブル投資法人 投資証券	18,989	1,010,214,800	
フロンティア不動産投資法人 投資証券	3,530	1,934,440,000	
平和不動産リート投資法人 投資証券	6,770	665,491,000	
日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	5,906	1,598,754,200	
福岡リート投資法人 投資証券	4,910	1,131,264,000	
ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	2,881	1,982,128,000	
積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人 投資証券	7,245	966,483,000	
いちご不動産投資法人 投資証券	8,042	750,318,600	
大和証券オフィス投資法人 投資証券	3,138	2,149,530,000	
阪急リート投資法人 投資証券	4,252	683,296,400	
スターツプロシード投資法人 投資証券	1,236	268,706,400	
トップリート投資法人 投資証券	1,251	660,528,000	
大和ハウス・レジデンシャル投資法人 投資証券	2,661	1,556,685,000	
ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	19,863	1,515,546,900	
日本賃貸住宅投資法人 投資証券	10,497	1,028,706,000	

	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	8,630	1,402,375,000	
	合計	304,705	75,574,391,600	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2015年 1月30日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	84,271,723,647円
II 負債総額	1,173,574,133円
III 純資産総額（I－II）	83,098,149,514円
IV 発行済口数	43,776,943口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1,898.22円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付および交換不動産投資信託証券の交付（信託終了時の交換等を含みます。）については、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成27年1月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

（2）会社の意思決定機関（平成27年1月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

（3）運用の意思決定プロセス（平成27年1月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成27年1月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	556	108,674

	株式投資信託	499	83,564
	単位型	80	2,188
	追加型	419	81,375
	公社債投資信託	57	25,110
	単位型	41	465
	追加型	16	24,645
投資法人合計		1	41

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第55期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第56期中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：百万円)					
		第54期 (平成25年 3 月31日)		第55期 (平成26年 3 月31日)	
資産の部					
流動資産					
現金・預金	※3	15,820	※3	17,805	
有価証券		—		234	
前払費用	※3	380	※3	419	
未収入金		4		37	
未収委託者報酬		7,472		7,162	
未収収益	※3	342	※3	608	
関係会社短期貸付金		606		240	
立替金		335		303	
繰延税金資産		869		984	
その他	※2	30	※2	30	
流動資産合計		25,862		27,826	
固定資産					
有形固定資産					
建物	※1	48	※1	47	
器具備品	※1	124	※1	134	

有形固定資産合計	172	181
無形固定資産		
ソフトウェア	70	91
無形固定資産合計	70	91
投資その他の資産		
投資有価証券	7,170	7,290
関係会社株式	22,935	21,702
関係会社長期貸付金	60	60
長期差入保証金	706	692
繰延税金資産	500	525
投資その他の資産合計	31,373	30,271
固定資産合計	31,616	30,544
資産合計	57,478	58,371

(単位：百万円)

	第54期 (平成25年 3 月31日)	第55期 (平成26年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	305	329
未払金	3,862	3,404
未払収益分配金	6	6
未払償還金	115	112
未払手数料	※3 3,195	※3 2,743
その他未払金	545	542
未払費用	※3 3,282	※3 3,239
未払法人税等	589	2,286
未払消費税等	※4 123	※4 356
賞与引当金	1,770	1,935
役員賞与引当金	80	150
流動負債合計	10,012	11,702
固定負債		
退職給付引当金	1,001	1,081
その他	55	55
固定負債合計	1,057	1,137
負債合計	11,070	12,840
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	23,530	22,694
利益剰余金合計	23,530	22,694

自己株式	△68	△68
株主資本合計	46,045	45,209
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	362	321
評価・換算差額等合計	362	321
純資産合計	46,408	45,531
負債純資産合計	57,478	58,371

(2) 【損益計算書】

	(単位：百万円)	
	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	52,848	63,120
その他営業収益	1,922	2,557
営業収益合計	54,771	65,678
営業費用		
支払手数料	26,955	31,207
広告宣伝費	649	1,081
公告費	7	2
調査費	10,797	13,405
調査費	691	712
委託調査費	10,089	12,669
図書費	17	23
委託計算費	406	465
営業雑経費	530	558
通信費	188	186
印刷費	214	252
協会費	46	43
諸会費	16	11
その他	64	65
営業費用計	39,347	46,721
一般管理費		
給料	6,759	7,171
役員報酬	256	316
役員賞与引当金繰入額	80	150
給料・手当	4,565	4,719
賞与	87	50
賞与引当金繰入額	1,770	1,935
交際費	100	108
寄付金	66	54
旅費交通費	313	448
租税公課	188	209
不動産賃借料	753	755
退職給付費用	312	313
退職金	83	32
固定資産減価償却費	124	109
諸経費	3,061	3,364
一般管理費計	11,764	12,568
営業利益	3,659	6,388

(単位：百万円)			
		第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業外収益			
受取利息		12	17
受取配当金	※ 1	601	※ 1 1,774
時効成立分配金・償還金		4	4
為替差益		64	26
その他		16	19
営業外収益合計		699	1,842
営業外費用			
支払利息		19	19
有価証券償還損		1	—
時効成立後支払分配金・償還金		15	22
支払源泉所得税		55	57
その他		2	13
営業外費用合計		93	114
経常利益		4,265	8,116
特別利益			
投資有価証券売却益		226	135
関係会社株式売却益		239	—
特別利益合計		465	135
特別損失			
投資有価証券売却損		84	12
関係会社株式評価損		—	4,500
固定資産処分損		3	0
割増退職金		—	59
役員退職一時金		75	235
特別損失合計		163	4,807
税引前当期純利益		4,568	3,445
法人税、住民税及び事業税		1,480	3,020
法人税等調整額		260	△119
法人税等合計		1,740	2,900
当期純利益		2,827	544

(3) 【株主資本等変動計算書】

第54期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余 金合計		
				繰越利益 剰余金			

当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,172	22,172	△68	44,687
当期変動額							
剰余金の配当				△1,468	△1,468		△1,468
当期純利益				2,827	2,827		2,827
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	1,358	1,358	—	1,358
当期末残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	△68	46,045

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	42	42	44,729
当期変動額			
剰余金の配当			△1,468
当期純利益			2,827
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	320	320	320
当期変動額合計	320	320	1,678
当期末残高	362	362	46,408

第55期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余 金合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	△68	46,045
当期変動額							
剰余金の配当				△1,380	△1,380		△1,380
当期純利益				544	544		544
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	△836	△836	－	△836
当期末残高	17,363	5,220	5,220	22,694	22,694	△68	45,209

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	362	362	46,408
当期変動額			
剰余金の配当			△1,380
当期純利益			544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△40	△40	△40
当期変動額合計	△40	△40	△876

当期末残高	321	321	45,531
-------	-----	-----	--------

注記事項

（重要な会計方針）

項目	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年～5年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

（表示方法の変更）

第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、（退職給付関係）注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、（退職給付関係）の注記の組替えは行っておりません。

（貸借対照表関係）

第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,054百万円 器具備品 618百万円 ※2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 3,818百万円 前払費用 2百万円 未収収益 58百万円 (流動負債) 未払手数料 143百万円 未払費用 297百万円 ※4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 ※5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナースHIPに支払うオフィス賃借料等の債務87百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナースHIPに支払うオフィス賃借料等の債務243百万円に対して保証を行っております。	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,091百万円 器具備品 625百万円 ※2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 6,249百万円 前払費用 2百万円 未収収益 74百万円 (流動負債) 未払手数料 98百万円 未払費用 274百万円 ※4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 ※5 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナースHIPに支払うオフィス賃借料等の債務65百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナースHIPに支払うオフィス賃借料等の債務159百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 552百万円	※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 1,290百万円

（株主資本等変動計算書関係）

第54期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	109,600	—	—	109,600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
平成21年度 ストックオプション（1）	普通株式	19,215,900	—	2,237,400	16,978,500	—
平成21年度 ストックオプション（2）	普通株式	1,676,400	—	49,500	1,626,900	—
平成22年度 ストックオプション（1）	普通株式	2,310,000	—	—	2,310,000	—
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	—	—	2,955,200	—
平成23年度 ストックオプション（1）	普通株式	6,091,800	—	161,700	5,930,100	—
合計		32,249,300	—	2,448,600	29,800,700	—

(注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション（1）の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。

3 平成21年度ストックオプション(1)13,625,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,287,000株、平成22年度ストックオプション(1)1,732,500株及び第1回新株予約権2,955,200株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月28日 取締役会	普通株式	1,468	7.46	平成24年3月31日	平成24年6月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月27日 取締役会	普通株式	利益剰 余金	1,380	7.01	平成25年3月31日	平成25年6月18日

第55期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	109,600	—	—	109,600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
平成21年度 ストックオプション（1）	普通株式	16,978,500	—	1,075,800	15,902,700	—
平成21年度 ストックオプション（2）	普通株式	1,626,900	—	59,400	1,567,500	—
平成22年度 ストックオプション（1）	普通株式	2,310,000	—	—	2,310,000	—
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	—	—	2,955,200	—
平成23年度 ストックオプション（1）	普通株式	5,930,100	—	541,200	5,388,900	—
合計		29,800,700	—	1,676,400	28,124,300	—

(注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション（1）の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。

3 平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株及び平成23年度ストックオプション(1)2,887,500株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月27日 取締役会	普通株式	1,380	7.01	平成25年3月31日	平成25年6月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	750百万円	1年内	751百万円
1年超	807百万円	1年超	77百万円
合計	1,558百万円	合計	828百万円

(金融商品関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
--	-----------------	-------	----

(1) 現金・預金	15,820	15,820	—
(2) 未収委託者報酬	7,472	7,472	—
(3) 未収収益	342	342	—
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	7,091	7,091	—
(5) 未払金	(3,862)	(3,862)	—
(6) 未払費用	(3,282)	(3,282)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額79百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額20,042百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,820	—	—	—
未収委託者報酬	7,472	—	—	—
未収収益	342	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	385	1,299	920
合計	23,635	385	1,299	920

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスク

や信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金・預金	17,805	17,805	—
(2) 未収委託者報酬	7,162	7,162	—
(3) 未収収益	608	608	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	7,457	7,457	—
(5) 未払金	(3,404)	(3,404)	—
(6) 未払費用	(3,239)	(3,239)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- 2 非上場株式等（貸借対照表計上額66百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
- 3 子会社株式（貸借対照表計上額18,809百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。
- 4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	17,805	—	—	—
未収委託者報酬	7,162	—	—	—
未収収益	608	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 投資信託	234	315	1,166	973
合計	25,811	315	1,166	973

（有価証券関係）

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上 額
子会社株式	20,042
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託	6,366	5,708	658
	小計	6,366	5,708	658
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託	724	821	△96
	小計	724	821	△96
合計		7,091	6,529	561

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

- 2 非上場株式等（貸借対照表計上額 79百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	43	35	67
投資信託	1,099	190	17
合計	1,143	226	84

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	3,819	3,188	631
	小計	3,819	3,188	631
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	3,637	3,768	△130
	小計	3,637	3,768	△130
合計		7,457	6,957	500

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 66百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	23	11	—
投資信託	1,734	124	12
合計	1,758	135	12

(持分法損益等)

第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 3,069	(1) 関連会社に対する投資の金額 3,065
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 6,280	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 7,660
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,159	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,379

(退職給付関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

イ 退職給付債務	△1,101
ロ 未積立退職給付債務	△1,101
ハ 未認識数理計算上の差異	99
ニ 退職給付引当金残高	△1,001

3 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

イ 勤務費用	102
ロ 利息費用	13
ハ 数理計算上の差異の費用処理額	24
ニ 確定拠出型企業年金への掛金	171
ホ 退職給付費用合計	312

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例
ロ 割引率	0.9%
ハ 数理計算上の差異の処理年数	10年

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,101	百万円
勤務費用	110	〃
利息費用	9	〃
数理計算上の差異の発生額	9	〃
退職給付の支払額	△56	〃
退職給付債務の期末残高	1,174	〃

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,174	百万円
未積立退職給付債務	1,174	〃
未認識数理計算上の差異	△92	〃
貸借対照表に計上された負債の額	1,081	〃

退職給付引当金	1,081	百万円
貸借対照表に計上された負債の額	1,081	〃

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	110	百万円
利息費用	9	〃
数理計算上の差異の費用処理額	16	〃
確定給付制度に係る退職給付費用	137	〃

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.8%
-----	------

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、176百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名	当社及び関係会社 の取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社 の取締役・従業員 186名

株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

（2）ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① スtockオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	19,215,900	1,676,400
付与	0	0
失効	2,237,400	49,500
権利確定	0	0
権利未確定残	16,978,500	1,626,900
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	6,091,800
付与	0	0
失効	0	161,700
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,930,100
権利確定後(株)		

期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注)3
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

(注)1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 — 百万円
- 3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、「当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社の取締役・従業員 186名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から平成33年10月6日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

（2）ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① スtockオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	16,978,500	1,626,900
付与	0	0
失効	1,075,800	59,400
権利確定	0	0
権利未確定残	15,902,700	1,567,500
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	5,930,100
付与	0	0
失効	0	541,200
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,388,900
権利確定後(株)		

期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 — 百万円

3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)
----------------------	----------------------

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：百万円)	(単位：百万円)
繰延税金資産(流動) 賞与引当金繰入超過額 672 その他 196 小計 869	繰延税金資産(流動) 賞与引当金繰入超過額 689 その他 294 小計 984
繰延税金資産(固定) 投資有価証券評価損 149 退職給付引当金超過額 361 固定資産減価償却超過額 174 その他 75 小計 760 繰延税金資産小計 1,630 評価性引当金 △61 繰延税金資産合計 1,568	繰延税金資産(固定) 投資有価証券評価損 148 関係会社株式評価損 1,665 退職給付引当金超過額 385 固定資産減価償却超過額 158 その他 34 小計 2,391 繰延税金資産小計 3,375 評価性引当金 △1,665 繰延税金資産合計 1,710
繰延税金負債(固定) その他有価証券評価差額金 199 繰延税金負債合計 199 繰延税金資産の純額 1,369	繰延税金負債(固定) その他有価証券評価差額金 200 繰延税金負債合計 200 繰延税金資産の純額 1,510
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 38.0% （調整） 評価性引当金の増減 46.6% 交際費等永久に損金に算入されない項目 3.7% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △12.9% 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 1.9% 海外子会社の留保利益の影響額等 6.9% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 84.2%

第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)
----------------------	----------------------

—	3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）の施行に伴い、「復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令」（平成26年政令第151号）が平成26年3月31日に公布されたことにより、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異について、当社が使用した法定実効税率は38.0%から35.6%に変更されております。この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は65百万円減少し、その他有価証券評価差額金の金額が1百万円、法人税等調整額の金額が63百万円、それぞれ増加しております。
---	--

（関連当事者情報）

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千SGD)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	252,000	アセットマネジメント業	直接100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貸建)(注1)	525 (千SGD 8,000)	関係会社短期貸付金	606 (千SGD 8,000)
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	5 (千SGD 76)	未収収益	5 (千SGD 76)

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成24年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	10,930百万円
負債合計	1,103百万円

純資産合計 9,826百万円

営業収益 7,917百万円

税引前当期純利益 2,801百万円

当期純利益 2,091百万円

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千SGD)	事業の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	292,000	アセット マネジメ ント業	直接 100.00	資金の 貸付	資金の貸付 (シンガポー ルドル貸建) (注1)	△398 (千 SGD △5,059) (注2)	関係会社 短期貸付金	240 (千 SGD 2,940)
							貸付金利息 (シンガポー ルドル貸建) (注1)	15 (千 SGD 192)	未収収益	5 (千 SGD 64)
						—	増資の引受 (注3)	3,266 (千 SGD 40,000)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 資金の貸付に係る取引金額△398百万円(△5,059千 SGD)の内訳は、貸付240百万円(2,940千 SGD)及び返済△638百万円(△8,000千 SGD)であります。
- Nikko Asset Management International Limitedの行った40,000,000株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成25年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計 15,790百万円

負債合計 1,713百万円

純資産合計 14,076百万円

営業収益	11,350百万円
税引前当期純利益	4,212百万円
当期純利益	3,096百万円

（セグメント情報等）

セグメント情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

（1）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

（1）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第54期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	235円69銭	231円23銭
1株当たり当期純利益金額	14円35銭	2円76銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載していません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益（百万円）	2,827	544
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（百万円）	2,827	544
普通株式の期中平均株式数（千株）	196,903	196,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 16,978,500株、平成21年度ストックオプション(2) 1,626,900株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 5,930,100株	平成21年度ストックオプション(1) 15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2) 1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 5,388,900株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期 (平成25年3月31日)	第55期 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	46,408	45,531

純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	—	—
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	46,408	45,531
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	196,903	196,903

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表等

（１）中間貸借対照表

（単位：百万円）

第56期中間会計期間 (平成26年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		15,789
有価証券		226
未収委託者報酬		6,584
未収収益		938
関係会社短期貸付金		258
繰延税金資産		487
その他	※ 2	2,365
流動資産合計		26,649
固定資産		
有形固定資産	※ 1	235
無形固定資産		92
投資その他の資産		
投資有価証券		9,667
関係会社株式		21,702
関係会社長期貸付金		60
長期差入保証金		683
繰延税金資産		357
投資その他の資産合計		32,471
固定資産合計		32,799
資産合計		59,448

（単位：百万円）

第56期中間会計期間 (平成26年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
未払金	3,203

未払費用		3,470
未払法人税等		871
未払消費税等	※ 3	550
賞与引当金		875
役員賞与引当金		120
その他		671
流動負債合計		9,763
固定負債		
退職給付引当金		1,071
固定負債合計		1,071
負債合計		10,834
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		25,511
利益剰余金合計		25,511
自己株式		△68
株主資本合計		48,026
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		587
評価・換算差額等合計		587
純資産合計		48,614
負債純資産合計		59,448

（２）中間損益計算書

（単位：百万円）

		第56期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		30,757
その他営業収益		1,678
営業収益合計		32,435
営業費用及び一般管理費	※ 1	29,279
営業利益		3,156
営業外収益	※ 2	862
営業外費用	※ 3	86
経常利益		3,931
特別利益	※ 4	174
特別損失	※ 5	3
税引前中間純利益		4,102

法人税、住民税及び事業税	831
法人税等調整額	495
中間純利益	2,775

（３）中間株主資本等変動計算書

第56期中間会計期間（自 平成26年４月１日 至 平成26年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,694	22,694	△68	45,209
会計方針の変更による 累積的影響額				41	41		41
会計方針の変更を反映した 当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,735	22,735	△68	45,250
当中間期変動額							
剰余金の配当							
中間純利益				2,775	2,775		2,775
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）							
当中間期変動額合計	—	—	—	2,775	2,775	—	2,775
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	25,511	25,511	△68	48,026

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	321	321	45,531
会計方針の変更による 累積的影響額			41
会計方針の変更を反映した 当期首残高	321	321	45,572
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			2,775
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）	265	265	265
当中間期変動額合計	265	265	3,041
当中間期末残高	587	587	48,614

注記事項

（重要な会計方針）

項目	第56期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

（会計方針の変更）

第56期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務年数に対応した高格付社債の流通利回りを基礎とする方法から退職給付の支払見込期間及び期間毎の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の退職給付引当金が63百万円減少、繰延税金資産が22百万円減少、繰越利益剰余金が41百万円増加しております。また、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益への影響は軽微であります。なお、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益金額に対する影響額は、軽微であります。

（中間貸借対照表関係）

第56期中間会計期間 (平成26年9月30日)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額 1,750百万円
※ 2	信託資産 その他流動資産のうち180百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※ 3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※ 4	保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務47百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソンタワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務113百万円に対して保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

第56期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
※ 1	減価償却実施額 有形固定資産 50百万円 無形固定資産 16百万円
※ 2	営業外収益のうち主要なもの 受取利息 3百万円 受取配当金 761百万円
※ 3	営業外費用のうち主要なもの 支払利息 10百万円 時効成立後支払分配金・償還金 4百万円 支払源泉所得税 71百万円
※ 4	特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 174百万円
※ 5	特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損 3百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第56期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	109,600	—	—	109,600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会 計期間末 残高 (百万円)
		当事業 年度期首	当中間 会計期間 増加	当中間 会計期間 減少	当中間 会計期間末	
平成21年度 ストックオプション（1）	普通株式	15,902,700	—	—	15,902,700	—
平成21年度 ストックオプション（2）	普通株式	1,567,500	—	—	1,567,500	—
平成22年度 ストックオプション（1）	普通株式	2,310,000	—	—	2,310,000	—
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	—	—	2,955,200	—
平成23年度 ストックオプション（1）	普通株式	5,388,900	—	330,000	5,058,900	—
合計		28,124,300	—	330,000	27,794,300	—

(注) 1 平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当中間会計期間末の発行済株式に基づき算出しております。

3 平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、平成23年度ストックオプション(1)2,887,500株及び第1回新株予約権2,955,200株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第56期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
オペレーティング・リース取引

解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	766百万円
1年超	3,502百万円
合計	4,268百万円

（金融商品関係）

第56期中間会計期間(平成26年9月30日)

1 金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日（当中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	15,789	15,789	—
(2) 未収委託者報酬	6,584	6,584	—
(3) 未収収益	938	938	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	9,864	9,864	—
(5) 未払金	(3,203)	(3,203)	—
(6) 未払費用	(3,470)	(3,470)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

（注）1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額30百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（中間貸借対照表計上額18,809百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

（有価証券関係）

第56期中間会計期間(平成26年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	8,573	7,543	1,029
	小計	8,573	7,543	1,029
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	1,291	1,407	△116
	小計	1,291	1,407	△116
合計		9,864	8,951	913

(注) 1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 30百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(持分法損益等)

第56期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	3,075百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	7,780百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	762百万円

(ストックオプション等関係)

第56期中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第56期中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第56期中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第56期中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第56期中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第56期中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	第56期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1株当たり純資産額	246円89銭
1株当たり中間純利益金額	14円09銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第56期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
中間純利益（百万円）	2,775
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
普通株式に係る中間純利益（百万円）	2,775
普通株式の期中平均株式数（千株）	196,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2) 1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第1回新株予約権 2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 5,058,900株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第56期中間会計期間 (平成26年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	48,614

純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（百万円）	48,614
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（千株）	196,903

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- （4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- （5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- （1）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- （2）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名 称	資本金の額 (平成26年9月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額：10,000百万円（平成26年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名 称	資本金の額 (平成26年9月末現在)	事業の内容
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	4,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
J Pモルガン証券株式会社	73,272百万円	
シティグループ証券株式会社	96,307百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
ドイツ証券株式会社	72,728百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
パークレイズ証券株式会社	32,945百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
メリルリンチ日本証券株式会社	119,440百万円	
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	62,100百万円	

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券などの管理・計算事務・収益分配金の支払いなどを行ないます。

（２）販売会社

日本におけるファンドの募集の取扱い、交換に関する業務、買取りに関する業務、信託終了時の交換などに関する業務などを行ないます。

３【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成26年 7月31日	臨時報告書
平成26年 9月30日	臨時報告書
平成26年10月 8日	有価証券届出書
平成26年10月 8日	有価証券報告書
平成26年11月28日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成26年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 羽 太 典 明

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 秋 宗 勝 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年2月4日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている上場インデックスファンドJリート（東証REIT指数）隔月分配型の平成26年7月9日から平成27年1月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、上場インデックスファンドJリート（東証REIT指数）隔月分配型の平成27年1月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月5日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 羽 太 典 明

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 秋 宗 勝 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。